Ⅳ 現行計画の評価検証

1. 評価・検証の概要

(1)目的

白河市第1次総合計画に掲載されている施策の進捗状況等を把握し、今後の施策の方向 を検討するための基礎資料として活用することを目的とする。

(2)評価・検証の視点

白河市第1次総合計画においては、分野ごとに施策(全39施策)や施策を実現する手段(基本事業)が記載されており、それらの実施状況や成果・効果の有無等について確認するとともに、今後の必要性について検討・見直しを図ることで、白河市第2次総合計画における「選択と集中」による施策の整理及び立案を行うための参考とする。

(3) 施策の進捗状況の調査期間

施策検証シートを関係各課へ配付することにより実施

·配付期間:平成24年5月21日~6月27日

(4) 留意事項

- ・分野ごとの施策名の下部に表示されている課名は、当該施策の「主たる担当課」であ る。
- ・評価・検証の結果におけるA、B、C、Dは以下を示す。

評価	内容	点数
А	十分な成果を上げている	4. 0
В	一定の成果を上げている	3. 0
С	あまり成果を上げられていない	2.0
D	まったく成果を上げられていない	1.0

2. 評価・検証の結果

(1) 施策評価の一覧

施策評価については、各施策を実現する手段となる基本事業の評価の積み上げにより行いました。その評価の結果については次の通りです。

①教育・生涯学習

		項目	評価	点数
1	知性と豊	きかな心を育むまちづくり(教育・生涯学習)		3.2
	1-1	生きる力と思いやりを育む教育の充実		3.4
		1-1-1 確かな学力の向上	В	3.0
		1-1-2 豊かな心の育成	Α	4.0
		1-1-3 健やかな体の育成	В	3.0
		1-1-4 特別支援教育の充実	Α	4.0
		1-1-5 幼児教育の充実	В	3.0
		1-1-6 魅力ある教育環境の整備	Α	4.0
		1-1-7 高等教育の充実	В	3.0
	1-2	青少年の健全な育成		3.0
		1-2-1 家庭教育の充実	В	3.0
		1-2-2 家庭・地域・学校等との連携	В	3.0
		1-2-3 青少年の非行防止活動の充実	В	3.0
		1-2-4 青少年活動の支援	В	3.0
	1-3	生涯学習社会の実現		3.3
		1-3-1 生涯学習推進体制の充実	В	3.0
		1-3-2 生涯学習機会の提供	В	3.0
		1-3-3 生涯学習施設の整備	Α	4.0
	1-4	生涯スポーツの振興		2.7
		1-4-1 生涯スポーツ推進体制の充実	В	3.0
		1-4-2 スポーツ指導者・団体の育成	В	3.0
		1-4-3 スポーツ施設の充実	С	2.0
	1-5	文化・芸術の継承と創造		3.8
		1-5-1 郷土の歴史や伝統文化の保護・継承	В	3.0
		1-5-2 文化・芸術活動の振興	Α	4.0
		1-5-3 文化・芸術・歴史の公開・普及	Α	4.0
		1-5-4 埋蔵文化財の保護	А	4.0

②健康・福祉・医療

		項目	評価	点数
2	健やかっ	で元気に暮らせるまちづくり(健康・福祉・医療)		3.0
	2-1	健康づくりの推進		3.0
		2-1-1 健康増進事業の推進	В	3.0
		2-1-2 健康相談・保健指導の充実	В	3.0
		2-1-3 早期発見・予防対策の推進	В	3.0
		2-1-4 母子保健の充実	В	3.0
	2-2	地域医療・福祉医療の推進		3.0
		2-2-1 医療体制の充実	В	3.0
		2-2-2 医療費助成の推進	В	3.0
		2-2-3 国民健康保険制度の健全な運営	В	3.0
	2-3	子育て支援の推進		3.0
		2-3-1 保育サービスの充実	В	3.0
		2-3-2 子育て支援体制の充実	В	3.0
		2-3-3 保育園等の施設の充実	В	3.0
		2-3-4 子どもを安心して産むことのできる環境整備	В	3.0
		2-3-5 子どもの人権擁護	В	3.0
	2-4	高齢者福祉の推進		3.0
		2-4-1 介護予防の推進	В	3.0
		2-4-2 介護保険制度の推進	В	3.0
		2-4-3 生きがい対策・生活支援の推進	В	3.0
		2-4-4 在宅福祉の充実	В	3.0
	2-5	障がい者福祉の推進		3.0
		2-5-1 障害福祉サ ー ビスの充実	В	3.0
		2-5-2 自立・社会参加への支援	В	3.0
		2-5-3 療育相談・支援体制の充実	В	3.0
	2-6	地域福祉の充実		3.0
		2-6-1 地域福祉意識の醸成	В	3.0
		2-6-2 地域福祉活動の活性化	В	3.0
		2-6-3 自立(低所得者、母子)生活の支援	В	3.0

③安全・安心

		項目	評価	点数
3	安全で多	ç心なまちづくり(安全·安心)		4.0
	3-1	防災対策・体制の推進		4.0
		3-1-1 防災意識の高揚	Α	4.0
		3-1-2 防災施設の整備	Α	4.0
		3-1-3 治山・治水対策の推進	Α	4.0
		3-1-4 防災体制の充実	Α	4.0
	3-2	消防力の強化		4.0
		3-2-1 消防体制の充実	Α	4.0
		3-2-2 消防施設の整備	Α	4.0
		3-2-3 火災予防活動の充実	Α	4.0
	3-3	交通安全対策の推進		4.0
		3-3-1 交通安全意識の高揚	Α	4.0
		3-3-2 交通安全環境の整備	Α	4.0
		3-3-3 交通安全運動の推進	Α	4.0
	3-4	防犯対策・体制の強化		4.0
		3-4-1 防犯意識の高揚	Α	4.0
		3-4-2 防犯体制の充実	Α	4.0
		3-4-3 防犯施設等の整備	Α	4.0
	3-5	消費生活対策の充実		4.0
		3-5-1 消費相談体制の充実	Α	4.0
		3-5-2 消費者の意識・知識の啓発	Α	4.0

④都市基盤

		項目	評価	点数
4	快適な生	上活を支えるまちづくり(都市基盤)		3.3
	4-1	快適で質の高い都市環境の整備		3.0
		4-1-1 市街地の整備	В	3.0
		4-1-2 居住環境の充実	В	3.0
		4-1-3 市営住宅の整備	В	3.0
		4-1-4 情報通信基盤の整備	В	3.0
	4-2	歴史と自然を活かした魅力ある景観の形成		4.0
		4-2-1 自然景観や歴史的街並み景観の保全	Α	4.0
		4-2-2 景観形成に関する啓発の推進	Α	4.0
		4-2-3 魅力ある景観の創出	Α	4.0
	4-3	道路網の整備		3.3
		4-3-1 生活道路の整備と維持管理	В	3.0
		4-3-2 主要幹線道路の整備	В	3.0
		4-3-3 広域幹線道路の整備促進	В	3.0
		4-3-4 安全で快適な歩道の整備	Α	4.0
	4-4	公共交通の充実		3.0
		4-4-1 バス交通の確保	В	3.0
		4-4-2 バス交通の利便性の向上	В	3.0
		4-4-3 鉄道・空港の利活用の促進	В	3.0
	4-5	安全で安定した水の供給		3.0
		4-5-1 水の安定供給の向上	В	3.0
		4-5-2 健全な上水道経営の推進	В	3.0
		4-5-3 水の有効利用の促進	В	3.0
	4-6	衛生的で快適な下水道の整備		3.3
		4-6-1 公共下水道の整備と維持管理	В	3.0
		4-6-2 農業集落排水施設の整備と維持管理	В	3.0
		4-6-3 合併処理浄化槽の設置整備の促進	Α	4.0
		4-6-4 水洗化の普及促進	В	3.0
	4-7	計画的な土地利用の推進		3.5
		4-7-1 土地利用の基本方針の明確化	Α	4.0
		4-7-2 土地利用の適正な誘導	В	3.0

⑤自然環境

			項目	評価	点数		
5	環境と調	間和したまちつ		2.8			
	5-1	資源循環型	資源循環型社会の形成				
		5-1-1	資源循環型社会の啓発	В	3.0		
		5-1-2	ごみ減量化・資源化・再利用の推進	В	3.0		
		5-1-3	省エネルギー・新エネルギーの普及啓発	В	3.0		
		5-1-4	不法投棄対策の推進	С	2.0		
	5-2	地域環境の	保全		3.0		
		5-2-1	環境美化の推進	В	3.0		
		5-2-2	環境保全のための教育・学習環境の充実	В	3.0		
		5-2-3	環境汚染の防止	В	3.0		
		5-2-4	生活衛生環境の保全	В	3.0		
	5-3	緑豊かで身	近な自然環境の保全と創出		2.5		
		5-3-1	史跡を活かした公園等の保存管理と整備	С	2.0		
		5-3-2	身近な公園の維持管理と整備	В	3.0		
		5-3-3	地域緑化の推進	В	3.0		
		5-3-4	森林や里山の保全・活用	С	2.0		

⑥産業·雇用

			項目	評価	点数
6	活力と鬼	ま力が実感で	きるまちづくり(産業・雇用)		3.0
	6-1	商業の振興			3.0
		6-1-1	商業機能の整備	В	3.0
		6-1-2	経営基盤の強化	В	3.0
		6-1-3	小売商業施設の適正な配置	С	2.0
		6-1-4	中心市街地の活性化	Α	4.0
	6-2	工業の振興			3.3
		6-2-1	企業誘致の推進	Α	4.0
		6-2-2	企業の育成と支援の充実	В	3.0
		6-2-3	工業団地の維持管理と整備	В	3.0
	6-3	農林業の振	興		3.0
		6-3-1	担い手の育成・確保と農業経営の安定化	В	3.0
		6-3-2	農地の有効利用	В	3.0
		6-3-3	地産地消・ブランド化の推進	В	3.0
		6-3-4	農村環境と農業生産基盤の整備	В	3.0
		6-3-5	林業の振興	В	3.0
	6-4	観光の振興			2.8
		6-4-1	観光資源の充実	В	3.0
		6-4-2	観光資源の活用	В	3.0
		6-4-3	関連団体との連携・強化	В	3.0
		6-4-4	観光物産の振興	С	2.0
	6-5	雇用環境·勤	か労者福祉の充実		3.0
		6-5-1	雇用対策の推進	В	3.0
		6-5-2	就労環境の整備	В	3.0
		6-5-3	勤労者福祉の充実	В	3.0

⑦協働

		項目	評価	点数		
7	市民とと	民とともにつくるまちづくりの推進(協働)				
	7-1	市民との協働の推進		4.0		
		7-1-1 協働の仕組みづくり	Α	4.0		
		7-1-2 参画と協働の推進	Α	4.0		
	7-2	市民活動の充実		3.0		
		7-2-1 特色ある地域コミュニティの形成	В	3.0		
		7-2-2 コミュニティ施設の整備と利活用促進	В	3.0		
		7-2-3 市民の自主的な活動への支援	В	3.0		
	7-3	男女共同参画社会の形成		4.0		
		7-3-1 男女共同参画意識の啓発・促進	Α	4.0		
		7-3-2 男女共同参画に係る環境整備	Α	4.0		
	7-4	多様な交流と連携の推進		3.0		
		7-4-1 国際交流の推進	В	3.0		
		7-4-2 地域間交流の推進	В	3.0		
		7-4-3 定住・二地域居住の推進	В	3.0		

⑧行財政

		項目	評価	点数
8	市民から		3.1	
	8-1	開かれた市政の推進		3.0
		8-1-1 広聴活動・参画機会の充実	В	3.0
		8-1-2 広報活動の充実	В	3.0
		8-1-3 情報の公開と個人情報の保護	В	3.0
	8-2	地方の時代にふさわしい行政運営の確立		3.2
		8-2-1 計画行政の推進	В	3.0
		8-2-2 最適な主体・手法による公共サービスの提供	В	3.0
		8-2-3 窓口サービス機能の充実	Α	4.0
		8-2-4 電子市役所の推進	С	2.0
		8-2-5 広域行政の連携・強化	Α	4.0
	8-3	健全で安定的な財政運営		3.0
		8-3-1 安定した自主財源の確保	В	3.0
		8-3-2 中長期的な財政構造の健全化	В	3.0
	8-4	組織機能の向上と職員の育成		3.0
		8-4-1 機動的で効果的な組織体制の構築	В	3.0
		8-4-2 適正な人事・給与制度の充実	В	3.0
		8-4-3 人材の育成と意識改革	В	3.0
		8-4-4 職場環境の整備	В	3.0

(2)成果の一覧

1 知性と豊かな心を育むまちづくり(教育・生涯学習)

施策		施策状況	評価
		○算数・数学の学力向上に資するための市内小学校2校及び全中	
		学校への非常勤講師の配置。	
		○県費負担スクールカウンセラーが未配置の中学校や大規模小学	
		校への市雇用スクールカウンセラーの配置。	
		○スポーツテストの結果をふまえた体育の授業や授業外の時間で	
		重点的な運動を取り入れた指導の実施。	
	成	○各学校の実態をふまえた特別支援教育支援員の配置。	
	果	○保育園や幼稚園における機能の充実及び保育内容の充実。	
		○地震防災対策特措法に基づき昭和 56 年以前に建築された学校	
		の耐震診断、耐震補強工事設計の実施(平成 22 年度)。 東日本	
(1) 生きる力		大震災で被害を受けた17施設の災害復旧の実施(平成23年度)。	
と思いやりを		○経済的な理由により、高等教育への就学が困難な生徒に対する	
育む教育の充		奨学資金貸与事業の実施(平成20年度より一人あたりの貸付金	0.4
実		額を増額したため、利用者が増加)。	3. 4
		○学力向上推進会議において、学校や教員ごとの課題に対応する	
【学校教育課】		ためのきめ細やかな指導。	
		○スクールカウンセラーが配置されていない小規模小学校でのカ	
		ウンセリングの充実。	
		○放射線に対する不安から、日常的に屋外で運動する機会の減少	
	課	により、運動能力の停滞した児童生徒への対応 (平成 23 年度)。	
	題	○障がいに応じた適切な就学を行うための特別支援学校や保健福	
		祉部との連携を密にした訪問指導やケース会議の実施。	
		○保護者が放射線に対する不安を持つことなく、子どもが安心し	
		て活動できる環境づくり。	
		○様々な災害を想定した学校防災マニュアルの見直し。	
		○高等教育の誘致活動。	

(2)青少年の 健全な育成 【生涯学習ス ポーツ課】	成果	 ○幼稚園、小学校、中学校における家庭教育学級の実施。 ○「しらかわ運動」を全市的に推進するため、町内会の集会所へのパネルの設置、学校へのポスターの掲示。 ○地域と連携した放課後子ども教室の推進。 ○放課後子ども教室の開設(平成20年に2教室、平成21年に1教室) ○少年補導員による街頭補導活動と職員による「子ども安全パトロール」の実施。 ○キッズシアター(観劇)やキッズコンサートの開催。 ○バイキング講座による体験活動。 	3. 0
	課題	○家庭教育学級で実施した内容の家庭における活用状況。○小学校の授業時間数の増加や指導員の確保などの課題により、放課後子ども教室の事業の拡大が困難。○少年補導員の研修会等による全体のレベルアップ。○体験活動(自然体験)の充実。	
(3)生涯学習 社会の実現 【生涯学習ス ポーツ課】	成果	 ○白河市生涯学習推進計画の策定。 ○公民館におけるクラブの育成と教室の充実。 ○福島大学白河サテライト教室の開催。 ○出前講座の利用促進。 ○ボランティアを活用したバイキング講座の開設。 ○表郷庁舎を利活用した表郷図書館の開設。 ○市立図書館の建設・開館。 ○図書館情報システムの導入による市内4館のネットワークの構築。 	3. 3
	課題	○生涯学習推進計画で定めた目標の実現。○市民の学習要求の多様化に応えるための体制の整備。○古くなった公民館の整備及び市民会館の建設。	
(4)生涯スポーツの振興【生涯学習スポーツ課】	成果	 ○各種スポーツ教室、スポーツ大会等の開催。 ○総合型地域スポーツクラブへの活動助成金の交付(平成 23 年度)。 ○スポーツ振興基金を活用したスポーツ団体の育成。 ○体育協会の自立に向けた体制の整備及び組織の強化。 ○白河市総合運動公園陸上競技場における写真判定装置の設置による円滑な大会の運営。 	2. 7

		○全ての総合型地域スポーツクラブの運営方法や活動状況を把握	
		するための組織体制の充実。	
	課	○スポーツ団体の自主財源確保のためのイベント等の事業展開。	
	題	○スポーツ振興基金の有効活用。	
		○各体育施設の老朽化による計画的な修繕及び改修。	
		○学校体育施設開放事業における各地区の統一。	
		○歴史的価値の高いものに対する指定文化財としての保存。その	
		価値を伝えるための文化財説明看板の計画的な設置・更新。	
		○伝統文化の写真による記録化。	
		○「美術展覧会」「芸能大会」「文芸大会」「囲碁・将棋まつり」の	
		開催。	
	成	○「音楽の祭典」に著名な音楽家のコンサートも導入するなど多	
	,,,-	岐にわたる文化芸術の振興。	
	果	○文化・芸術・歴史資料の調査・研究・収集。	
(E) ±//4 #		○歴史民俗資料館・白河集古苑における定期的な企画展等を通じ	
(5) 文化・芸		た資料の公開。	
術の継承と創 造		○国史跡の指定(小峰城跡や借宿廃寺跡、野地久保古墳)。	3.8
-		○新たな国史跡指定を目指した白川城跡の調査。開発等の調査の	
【文化財課】		適宜実施及び記録の保存。	
		○伝統文化の映像による記録化 (年次計画の実施)。	
		○市の文化事業の多くが文化団体との協働開催によるため、文化	
		団体会員の高齢化による活動の継続の困難化及び若手会員の確	
	課	保。	
	題	○民家の土蔵等の解体事例の増加に伴う資料調査の実施。	
		○寄贈等による収蔵資料の増加に伴う収蔵スペースの確保。	
		○国史跡指定になる可能性のある重要遺跡の計画的・継続的な調	
		査の実施。	

(1) 生きる力と思いやりを育む教育の充実

小中学校への非常勤講師の配置や保育園・幼稚園の機能や保育内容の充実、各学校の実態をふまえた特別支援教育支援員の配置などに取り組むことで、幼児・児童・生徒一人ひとりの個性を伸ばし、安心してのびのびと学ぶことのできる環境づくりや施設の整備、教育内容の充実が図られている。また、小中学校教員による学力向上推進会議の開催、スポーツテストの結果をふまえた体育の授業や授業外の時間での重点的な運動を取り入れた指導の実施などにより、学校・家庭・地域が一体となった確かな学力や豊かな人間性・社会性、健やかな体などを育む教育環境づくりが推進されている。

今後施策を推進するうえで、放射線の現状への対応及び保護者の不安をふまえた安心・ 安全を確保したうえでの学校教育活動の実施、信頼される学校づくりを行うことが求められている。

(2) 青少年の健全な育成

白河市青少年育成市民会議をはじめ、PTAや町内会、学校、少年補導員、見守り隊が 連携し協力体制を深めることで、青少年の健全育成に取り組んでいる。

今後施策を推進するうえで、地域社会の連帯感の希薄化が進行していることから、青少年育成団体やPTA、町内会、学校等の連携を強め、社会全体で取り組む必要がある。

(3) 生涯学習社会の実現

生きがいづくりに関する学びの場として、公民館のクラブや教室講座の充実、福島大学 白河サテライト教室の開催、新図書館の開館など、生涯学習のための環境は充実してきて いる。また、講座の受講生の中からまちづくりに積極的に関わる市民が育成されている。

今後施策を推進するうえで、市民の学習要求の多様化に応えることができる体制づくりが必要である。

(4)生涯スポーツの振興

スポーツ機会の提供として、各種スポーツ教室や市民総合体育大会、スポーツフェスティバル等を開催するとともに、各総合型地域スポーツクラブ等でスポーツ事業を実施することにより、生涯スポーツに取り組むことができる環境は充実してきている。

今後施策を推進するうえで、スポーツ指導者への研修の充実により資質の向上を図ると ともに、指導者となる人材の確保及び育成が必要である。

(5) 文化・芸術の継承と創造

市民の自主的な文化活動の支援や文化・芸術に触れる環境の整備については、計画的な事業の実施により効果がみられた。また、貴重な文化遺産を次世代に継承するため、文化財の基礎調査や研究を行い、適切に管理する方針や利活用についても計画的な事業の実施により、効果がみられた。

今後施策を推進するうえで、文化遺産の継承や文化活動の担い手である文化団体の後継者の確保及び育成に対する支援策が必要である。

2 健やかで元気に暮らせるまちづくり(健康・福祉・医療)

施策		施策状況	評価
		○生活習慣病や糖尿病予防対策に重点を置いた健康教育の実施。	
		○特定保健指導の実施率の向上(肥満者の割合や特定保健指導に	
	成	該当する割合の減少)。	
	果	○検診の受診機会や検診項目の拡大による受診者の増加。	
		○予防接種における未接種者への勧奨を頻回に実施。	
(1)健康づく		○母子保健に関する支援内容の充実。	
りの推進		○特定健康診査において要指導・要医療となる人に対する生活習	3. 0
		慣病予防活動の継続的な推進。	0.0
【健康増進課】		○各世代の健康問題やこころの健康づくり等、様々な健康問題へ	
	課	の対応。	
	題	○検診では、働く世代の受診率が低いため、早期発見・早期治療	
		の重要性についての啓発が不可欠。	
		○養育に問題を抱える家庭に対し、関係機関と連携した支援の実	
		施。	
		○休日診療では従来の内科・小児科に歯科診療が追加による、初	
		期医療体制の充実。	
		○小児における平日夜間救急外来事業の開始。	
		○医療制度の充実及び適切な執行。	
	成	○医療費適正化事業の一環として「医療費のお知らせ」、「ジェネ	
(2) 地域医	果	リック差額通知」、「頻回・重複受診訪問事業」、「国保広報お知	
療・福祉医療の		らせ版」などの各事業の実施。	
推進		○収納率向上対策事業の結果、平成23年度の収納率が前年を上回	3. 0
1100		る。	0.0
【健康増進課】		○特定健診・特定保健指導の受診率の向上。	
		○休日診療の適正受診の啓発(医師の負担と医療費の増加を招い	
		ている)。	
	課	○適正受診に対する助成制度の充実。	
	題	○関係機関などとの医療費適正化対策等の連携した取り組み。	
		○医療費適正化や収納率向上、特定健診・特定保健指導の受診率	
		向上を図るための事業のさらなる推進。	

□ 合保育園における施設の開放や体験などの子育で支援事業の実施。 □ 認定こども園の開園(3 園)による保育サービスの充実。 □ 地域における子育で支援サービスの充実をNPOなど多様な担い手により推進し、ファミリーサポート事業を立ち上げる。 □ 関係機関との連携と協力のもと、後期次世代育成支援行動計画の適正な事業の実施及び見直し。 □ 幼・保連携型の施設として平成22 年度に1 園、平成23 年度に2 間の認定こども園が整備されたことによる待機児童の解消。 □ 児童手当支給や乳幼児医療費等の助成。 □ 妊婦や父親を対象とした各種講座や相談の実施。 □ 治師可市要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携による児の連携による情報の実施。 □ 治師可市要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携による児母を消費の推進。 □ 関係機関との連携による情報の共有化。 □ 企地等による人園を希望する保育園の個り。 □ に常を持った対児の増加。 □ 保育士の確保。 □ ファミリーサポート事業の周知及び会員加入の促進。 □ 公立保育園の老朽化への対応や入会者数に合った放課後児童クラブ施設の充実。 □ 児童手当制度、18 歳以下のこども医療費の無料化事業(県実施による年齢拡大分)等の事業の継続性。 □ 赤らやん訪問後の関係者の連携が制の構築(養育支援を必要とするケースへの支援は他課との連携が必要り。 □ 地域全体での子育で支援の推進と要保護児童への対応の充実。 □ 介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護の手になる目増加活動の支援。 □ 介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護保険事業計画の着実な推進の変付による高齢者の生きがれている情報。 □ ペース・ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
○認定こども園の開園 (3 園) による保育サービスの充実。 ○地域における子育で支援サービスの充実をNPOなど多様な担い手により推進し、ファミリーサポート事業を立ち上げる。 ○関係機関との連携と協力のもと、後期次世代育成支援行動計画の適正な事業の実施及び見直し。 ○幼・保連構型の施設として平成22年度に1 園、平成23年度に2 園の認定こども園が整備されたことによる待機児童の解消。 ○児童手当支給や乳幼児医療費等の助成。 ○妊婦や父親を対象とした各種講座や相談の実施。 ○近婦や父親を対象とした各種講座や相談の実施。 ○が・保連構型の施設とした各種講座や相談の実施。 ○均所市要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携による児童の直待防止と健全育成の推進。 ○関係機関との連携による情報の共有化。 ○立地等による入園を希望する保育園の偏り。 ○障害を持った幼児の増加。 ○保育士の確保。 ○ファミリーサポート事業の周知及び会員加入の促進。 ○公立保育園の老朽化への対応や入会者数に合った放課後児童クラブ組設の充実。 ○児童手当制度、18 歳以下のこども医療費の無料化事業(県実施による年齢拡大分)等の事業の継続性。 ○赤ちゃん訪問後の関係者の連携体制の構築(養育支援を必要とするケースへの支援は他課との連携が必要)。 ○地域全体での子育で支援の推進と要保護児童への対応の充実。 ○商齢者への二次予防及び一次予防事業への参加の促進。 ○介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護、今介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護・中ビスを受けられる体制の構築。 ○老人クラブへの新たな活動補助金の交付による高齢者の生きがいづくりや広報誌を通した会員増加活動の支援。 ○高齢者の在宅生活支援と安否確認のため、「あったか訪問事業」、 3.0				
①地域における子育で支援サービスの充実をNPOなど多様な担い手により推進し、ファミリーサポート事業を立ち上げる。 ○問係機関との連携と協力のもと、後期次世代育成支援行動計画の適正な事業の実施及び見直し。 ②幼・保連携型の施設として平成22年度に1 園、平成23年度に2 園の認定こども園が整備されたことによる待機児童の解消。 ○児童手当支給や乳幼児医療費等の助成。 ○妊婦や父親を対象とした各種講座や相談の実施。 ○日河市要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携による児童の虐待防止と健全育成の推進。 ○関係機関との連携による情報の共有化。 ○立地等による人園を希望する保育園の編り。 ○障害を持った幼児の増加。 ○保育工の確保。 ○ファミリーサポート事業の周知及び会員加入の促進。 ○公立保育園の老朽化への対応や入会者数に合った放課後児童クラブ施設の充実。 ○児童手当制度、18 歳以下のこども医療費の無料化事業(県実施による年齢拡大分)等の事業の継続性。 ○赤ちゃん訪問後の関係者の連携体制の構築(養育支援を必要とするケースへの支援は他課との連携が必要)。 ○地域全体での子育て支援の推進と要保護児童への対応の充実。 ○高齢者への二次予防及び一次予防事業への参加の促進。 ○介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護保険事業計画の者実な推進及び要介護認定者等が安心して介護保険事業計画の者実な推進及び要介護認定者等が安心して介護保険事業計画の者実な推進及び要介護認定者等が安心して介護保険事業計画の者実な推進及び要介護認定者等が安心して介護の事業の表現を表現した会員増加活動の支援。 ○本は、日本による高齢者の生きがよる高齢者の生きがよる高齢者の生きがよる高齢者の生きがよる高齢者の生きがよる高齢者の生きがよりない発見を表現した会員増加活動の支援。 ○本は、日本による高齢者の生きがよりない発展を表現した会員増加活動の支援。 ○本は、日本により、				
い手により推進し、ファミリーサポート事業を立ち上げる。				
□関係機関との連携と協力のもと、後期次世代育成支援行動計画の適正な事業の実施及び見直し。 ○幼・保連携型の施設として平成22年度に1 圏、平成23年度に2 園の記定こども園が整備されたことによる待機児童の解消。 ○児童手当支給や乳効児医療費等の助成。 ○妊婦や父親を対象とした各種講座や相談の実施。 ○白河市要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携による児童の虐待防止と健全育成の推進。 ○関係機関との連携による情報の共有化。 ○対帰機関との連携による情報の共有化。 ○対帰機関との連携による情報の共有化。 ○対解機関との連携による情報の共有化。 ○対応等による入園を希望する保育園の偏り。 ○降害を持った幼児の増加。 ○保育士の確保。 ○ファミリーサポート事業の周知及び会員加入の促進。 ○公立保育園の老朽化への対応や入会者数に合った放課後児童クラブ施設の充実。 歴 ・ファミリーサポート事業の周知及び会員加入の促進。 ○公立保育園の老朽化への対応や入会者数に合った放課後児童クラブ施設の充実。 ②力を非制度、18歳以下のこども医療費の無料化事業〈県実施による年齢拡大分〉等の事業の継続性。 ○赤ちゃん訪問後の関係者の連携体制の構築(養育支援を必要とするケースへの支援は他課との連携が必要)。 ○地域全体での予育て支援の推進と要保護児童への対応の充実。 ○高齢者への二次予防及び一次予防事業への参加の促進。 ○介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護中一ビスを受けられる体制の構築。 ○老人クラブへの新たな活動補助金の交付による高齢者の生きが、かいづくりや広報誌を通した会員増加活動の支援。 ○高齢者の在宅生活支援と安否確認のため、「あったか訪問事業」、			○地域における子育て支援サービスの充実をNPOなど多様な担	
成果 の適正な事業の実施及び見直し。			い手により推進し、ファミリーサポート事業を立ち上げる。	
成果 (3)子育で支援の能定こども園が整備されたことによる待機児童の解消。 ○児童手当支給や乳幼児医療費等の助成。 ○妊婦や父親を対象とした各種講座や相談の実施。 ○赤ちゃん訪問事業の実施。 ○白河市要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携による児童の虐待防止と健全育成の推進。 ○関係機関との連携による情報の共有化。 ○立地等による入園を希望する保育園の偏り。 ○障害を持った幼児の増加。 ○保育士の確保。 ○ファミリーサポート事業の周知及び会員加入の促進。 ○公立保育園の老朽化への対応や入会者数に合った放課後児童クラブ施設の充実。 ○児童手当制度、18歳以下のこども医療費の無料化事業(県実施による年齢拡大分)等の事業の継続性。 ○赤ちゃん訪問後の関係者の連携体制の構築(養育支援を必要とするケースへの支援は他課との連携が必要)。 ○地域全体での子育て支援の推進と要保護児童への対応の充実。 ○高齢者への二次子防及び一次予防事業への参加の促進。 ○介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護中ビスを受けられる体制の構築。 ○老人クラブへの新たな活動補助金の交付による高齢者の生きがいづくりや広報誌を通した会員増加活動の支援。 ○高齢者の在宅生活支援と安否確認のため、「あったか訪問事業」、 3.0			○関係機関との連携と協力のもと、後期次世代育成支援行動計画	
(3)子育で支 (3)子育で支 (3)子育で支 (3)子育で支 (3)子育で支 (3)子育で支 (3)子育で支 (3)子育で支 (4)高齢者福祉・		र्मत	の適正な事業の実施及び見直し。	
2 園の認定ことも園が整備されたことによる特機児童の解消。			○幼・保連携型の施設として平成22年度に1園、平成23年度に	
(3)子育で支		米	2 園の認定こども園が整備されたことによる待機児童の解消。	
(3)子育で支			○児童手当支給や乳幼児医療費等の助成。	
接の推進			○妊婦や父親を対象とした各種講座や相談の実施。	
【こども課】	(3)子育て支		○赤ちゃん訪問事業の実施。	
【こども課】	援の推進		○白河市要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携によ	0.0
□ ○立地等による入園を希望する保育園の偏り。 ○障害を持った幼児の増加。 ○保育士の確保。 ○ファミリーサポート事業の周知及び会員加入の促進。 ○公立保育園の老朽化への対応や入会者数に合った放課後児童クラブ施設の充実。 ○児童手当制度、18歳以下のこども医療費の無料化事業(県実施による年齢拡大分)等の事業の継続性。 ○赤ちゃん訪問後の関係者の連携体制の構築(養育支援を必要とするケースへの支援は他課との連携が必要)。 ○地域全体での子育て支援の推進と要保護児童への対応の充実。 「高齢者に、 ・ ○介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護サービスを受けられる体制の構築。 ○老人クラブへの新たな活動補助金の交付による高齢者の生きが、元がくりや広報誌を通した会員増加活動の支援。 ○高齢者の在宅生活支援と安否確認のため、「あったか訪問事業」、 ・ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			る児童の虐待防止と健全育成の推進。	3.0
○障害を持った幼児の増加。 ○保育士の確保。 ○ファミリーサポート事業の周知及び会員加入の促進。 ○公立保育園の老朽化への対応や入会者数に合った放課後児童クラブ施設の充実。 ○児童手当制度、18歳以下のこども医療費の無料化事業(県実施による年齢拡大分)等の事業の継続性。 ○赤ちゃん訪問後の関係者の連携体制の構築(養育支援を必要とするケースへの支援は他課との連携が必要)。 ○地域全体での子育て支援の推進と要保護児童への対応の充実。 ○高齢者への二次予防及び一次予防事業への参加の促進。 ○介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護サービスを受けられる体制の構築。 ○名人クラブへの新たな活動補助金の交付による高齢者の生きが ○名人クラブへの新たな活動補助金の交付による高齢者の生きが いづくりや広報誌を通した会員増加活動の支援。 ○高齢者の在宅生活支援と安否確認のため、「あったか訪問事業」、 ○高齢者の在宅生活支援と安否確認のため、「あったか訪問事業」、	【こども課】		○関係機関との連携による情報の共有化。	
□ (4) 高齢者福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			○立地等による入園を希望する保育園の偏り。	
□ ファミリーサポート事業の周知及び会員加入の促進。 □ 公立保育園の老朽化への対応や入会者数に合った放課後児童クラブ施設の充実。 □ 児童手当制度、18 歳以下のこども医療費の無料化事業(県実施による年齢拡大分)等の事業の継続性。 □ 赤ちゃん訪問後の関係者の連携体制の構築(養育支援を必要とするケースへの支援は他課との連携が必要)。 □ 地域全体での子育て支援の推進と要保護児童への対応の充実。 □ 高齢者への二次予防及び一次予防事業への参加の促進。 □ 介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護サービスを受けられる体制の構築。 □ 老人クラブへの新たな活動補助金の交付による高齢者の生きがいづくりや広報誌を通した会員増加活動の支援。 □ 高齢者の在宅生活支援と安否確認のため、「あったか訪問事業」、			○障害を持った幼児の増加。	
課 ②公立保育園の老朽化への対応や入会者数に合った放課後児童クラブ施設の充実。 ②児童手当制度、18 歳以下のこども医療費の無料化事業(県実施による年齢拡大分)等の事業の継続性。 ○赤ちゃん訪問後の関係者の連携体制の構築(養育支援を必要とするケースへの支援は他課との連携が必要)。 ○地域全体での子育て支援の推進と要保護児童への対応の充実。 ○高齢者への二次予防及び一次予防事業への参加の促進。 ○介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護サービスを受けられる体制の構築。 ○老人クラブへの新たな活動補助金の交付による高齢者の生きがいづくりや広報誌を通した会員増加活動の支援。 ○高齢者の在宅生活支援と安否確認のため、「あったか訪問事業」、			○保育士の確保。	
課 ラブ施設の充実。			○ファミリーサポート事業の周知及び会員加入の促進。	
ラブ施設の充実。		章用.	○公立保育園の老朽化への対応や入会者数に合った放課後児童ク	
○児童手当制度、18 歳以下のことも医療質の無料化事業(県実施による年齢拡大分)等の事業の継続性。 ○赤ちゃん訪問後の関係者の連携体制の構築(養育支援を必要とするケースへの支援は他課との連携が必要)。 ○地域全体での子育て支援の推進と要保護児童への対応の充実。 ○高齢者への二次予防及び一次予防事業への参加の促進。 ○介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護サービスを受けられる体制の構築。 ○老人クラブへの新たな活動補助金の交付による高齢者の生きがいづくりや広報誌を通した会員増加活動の支援。 ○高齢者の在宅生活支援と安否確認のため、「あったか訪問事業」、			ラブ施設の充実。	
○赤ちゃん訪問後の関係者の連携体制の構築(養育支援を必要とするケースへの支援は他課との連携が必要)。 ○地域全体での子育て支援の推進と要保護児童への対応の充実。 ○高齢者への二次予防及び一次予防事業への参加の促進。 ○介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護サービスを受けられる体制の構築。 ○老人クラブへの新たな活動補助金の交付による高齢者の生きがいるといって、いづくりや広報誌を通した会員増加活動の支援。 ○高齢者の在宅生活支援と安否確認のため、「あったか訪問事業」、		題	○児童手当制度、18 歳以下のこども医療費の無料化事業(県実施	
するケースへの支援は他課との連携が必要)。			による年齢拡大分)等の事業の継続性。	
 ○地域全体での子育て支援の推進と要保護児童への対応の充実。 ○高齢者への二次予防及び一次予防事業への参加の促進。 ○介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して介護サービスを受けられる体制の構築。 ○老人クラブへの新たな活動補助金の交付による高齢者の生きがいづくりや広報誌を通した会員増加活動の支援。 ○高齢者の在宅生活支援と安否確認のため、「あったか訪問事業」、 			○赤ちゃん訪問後の関係者の連携体制の構築(養育支援を必要と	
(4) 高齢者福 祉の推進			するケースへの支援は他課との連携が必要)。	
(4) 高齢者福 祉の推進 【高齢福祉課】 「高齢福祉課】 「会人クラブへの新たな活動補助金の交付による高齢者の生きがいづくりや広報誌を通した会員増加活動の支援。 「高齢者の在宅生活支援と安否確認のため、「あったか訪問事業」、			○地域全体での子育て支援の推進と要保護児童への対応の充実。	
(4) 高齢者福 社の推進 八茂 大護サービスを受けられる体制の構築。 ○老人クラブへの新たな活動補助金の交付による高齢者の生きが いづくりや広報誌を通した会員増加活動の支援。 ○高齢者の在宅生活支援と安否確認のため、「あったか訪問事業」、			○高齢者への二次予防及び一次予防事業への参加の促進。	
↑護サービスを受けられる体制の構築。 ○老人クラブへの新たな活動補助金の交付による高齢者の生きが いづくりや広報誌を通した会員増加活動の支援。 ○高齢者の在宅生活支援と安否確認のため、「あったか訪問事業」、			○介護保険事業計画の着実な推進及び要介護認定者等が安心して	
□ ○老人クラブへの新たな活動補助金の交付による高齢者の生きが 3.0 果 いづくりや広報誌を通した会員増加活動の支援。 ○高齢者の在宅生活支援と安否確認のため、「あったか訪問事業」、		타	介護サービスを受けられる体制の構築。	
【高齢福祉課】 「高齢者の在宅生活支援と安否確認のため、「あったか訪問事業」、	性の指揮		○老人クラブへの新たな活動補助金の交付による高齢者の生きが	3. 0
○高齢者の在宅生活支援と安否確認のため、「あったか訪問事業」、 - - - - -	【古华A与 \$1 \$m 】	果	いづくりや広報誌を通した会員増加活動の支援。	
「あったか訪問収集事業」の開始及びサービスの充実。	【		○高齢者の在宅生活支援と安否確認のため、「あったか訪問事業」、	
			「あったか訪問収集事業」の開始及びサービスの充実。	

	課題	 ○介護予防について、高齢化に伴う事業対象者の増加への対応や参加率の向上。 ○給付と負担における適正なバランスの保持、「介護予防・地域総合支援事業」や「複合型サービス」等の新たな事業の導入に関する検討。 ○老人クラブ会員の増加への支援による高齢者の社会参加の促進。 	
		○一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加に伴う生活支援や安否確認事業の推進。	
(5)障がい者 福祉の推進 【社会福祉課】	成果課題	 ○障害福祉サービス種目の追加や負担能力の改正への対応。 ○当事者団体企画の交流会や県のスポーツ大会参加など、各イベントへの積極的な参加。 ○関係機関との連携による事業所訪問や就労体験、協力事業所の募集広報の実施。 ○専門性に対応した相談支援事業者への委託による関係機関と連携した総合的な支援体制の整備。 ○障害者総合支援法(仮称)の動向の注視及び障がい者基本計画・障がい福祉計画の目標の実現。 	3. 0
(6)地域福祉 の充実 【社会福祉課】	成果課題	 ○ボランティア養成講座等への参加の働きかけや広報・啓発活動の推進。 ○震災を契機としたボランティアへの理解促進及び意識の高揚。 ○社会福祉協議会との連携の強化・支援。 ○生活保護、住宅手当の適用、就労支援等の支援。 ○相談支援や児童扶養手当の支給。 ○福祉活動への関心を高めるための広報や啓発活動の推進。 ○社会福祉協議会との連携・支援。 ○自立に向けた就労支援、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成等の継続的な支援。 	3. 0

(1)健康づくりの推進

市民が主体的な健康づくりに取り組めるよう、「自分の健康は自分で守る」という意識を高めるための啓発に努めるとともに、各年代のライフステージに応じた健康づくりを積極的に推進することで、健康に関心を持つ市民や実際に健康づくりに取り組む市民が増えてきている。

今後施策を推進するうえで、関係各課・関係機関との密接な連携を図り、一体となって 総合的に取り組むことが必要である。

(2) 地域医療・福祉医療の推進

休日診療への歯科診察の追加や平日夜間救急外来事業の開始により、一次救急医療体制の整備と充実がこれまで以上に図られ、市民が安心して医療を受けられる環境が整えられている。また、乳幼児医療費助成事業やひとり親家庭医療費助成事業など、医療費助成制度の適切な実施が図られている。さらに、医療費適正化事業や国保税収納率向上対策事業、特定健康診査・特定保健指導事業において、受診率などの数値が向上してきている。

今後施策を推進するうえで、一次救急においては、救急医療を必要としない比較的軽症な受診者の増加が、特に小児科の分野で顕著になっており、その対応が求められている。また、医療費助成による受診の向上と相まって、医療費の適正化など、収支の両面にわたる対策のさらなる推進を図り、適切な医療費助成制度を維持することが重要である。さらに、財源としての国保税の収納率向上対策事業のさらなる推進や歳出削減となる被保険者の健康増進に取り組むことが必要である。

(3)子育て支援の推進

保健・福祉・医療・労働・教育などの多岐にわたる各分野との緊密な連携を図るとともに、民間活力の導入や関係諸団体の協力を得ることで、子どもを安心して産み、子育てしやすい環境の整備を推進している。

今後施策を推進するうえで、少子化などの社会経済状況の変化により、子育て支援に関するニーズが多様化しているため、ニーズに応じた、より実効性の高い子育て支援施策の展開や環境づくりの推進が求められている。

(4) 高齢者福祉の推進

第5期高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画に基づき、介護保険の円滑な運営 や地域密着型サービス事業所の整備・誘導、介護予防や生きがいづくりのための各種事業 の推進を図ってきている。

今後施策を推進するうえで、高齢化の進展に伴い、介護保険事業その他の高齢者福祉事業の推進により介護保険料の増額や財政負担の増大等が懸念されることから、給付と負担のバランスに考慮した事業の展開が重要である。また、事業の充実に向けて、白河市地域包括支援センターの機能強化や同センターを中心とした関係機関との円滑な連携が求められている。

(5) 障がい者福祉の推進

障がいのある人の多種多様な悩みや不安に対応するため、相談支援事業を委託により強化することで、個々のケースに専門的立場から支援できる体制を整えた。また、障害者自立支援法等の一部改正により、制度変更に応じた障害福祉サービスの充実に努めた。

今後施策を推進するうえで、障害者総合支援法の公布により、障害者の定義への難病等の追加や重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などに伴う対応が必要である。

(6) 地域福祉の充実

地域で支援を必要としている市民の見守り体制の整備を図った。また、生活困窮者に対しての適切な支援をする一方、就労支援による自立への移行にも努めた。

今後施策を推進するうえで、震災を契機とした地域との関わりや福祉意識の高まりを実践する仕組みづくりが求められている。

3 安全で安心なまちづくり(安全・安心)

施策		施策状況	評価
		○福島県総合防災訓練の実施(平成 19 年度)。 ○自主防災組織の新たな結成(平成 22 年に 1 団体)。	
	成	○コミュニティ助成事業による自主防災組織への防災資機材の交	
(1)防災対	果	付。	
策・体制の推進		○河川ハザードマップの作成(平成 22 年度)。	4.0
		○白河市地域防災計画の見直し(平成 23 年~平成 24 年度)。	
【生活環境課】	課	○東日本大震災を契機に、より充実した訓練の必要性。	
		○自主防災組織結成の促進。	
	題	○治山・治水対策や急傾斜地崩壊対策の事業の促進。○防災関係団体との連携の強化。	
		○団員が勤務する企業の訪問による消防活動への理解の促進。	
		○火災や防災活動に従事した団員の勤務先への出動証明書の発	
		行。	
	成	○老朽化した消防屯所の建替え。	
(2)消防力の	果	○ポンプ車、小型動力ポンプ、積載車の計画的な更新。	
強化	,,,	○水道管延長工事に合わせた消火栓の設置。	4.0
		○春季・秋季の火災予防運動期間に合わせた各地域における火災	
【生活環境課】		防御訓練の実施 (地域住民への火災予防の啓発)。	
	課	○消防団員の確保。	
		○老朽化した消火栓の修繕。	
	題	○自主防災組織の育成の強化。	
		○交通安全教室の開催。	
		○交通安全ポスター・標語コンクールの実施。	
	. 15	○交通安全鼓笛パレードの開催(平成 24 年度は市内全 15 校が参	
(3)交通安全	成	加)。	
対策の推進	果	○交通安全鼓笛パレード等を通じた幼児や高齢者に対する交通安	
		全意識の啓発。	4.0
【生活環境課】		○定期的な放置自転車撤去による放置台数の減少。	
		○交通安全専門員等による毎日の立哨活動等。○鼓笛パレード時の送迎バス駐車場の確保。	
	課	○財由ハレート時の送迎ハス駐車場の確保。○関係機関との定期的な協議による交通安全環境の整備の推進。	
	題	○交通安全運動への幅広い市民参加の促進。	

(4) 防犯対 策・体制の強化 【生活環境課】	成果	○「親からコール作戦」による振り込め詐欺防止の広報啓発活動の実施。○白河地区防犯指導隊による市内巡回活動の実施。○電球切れなどの街路灯修理への早急な対応。○市民の防犯活動に対する理解と共通認識の保持、地域住民の連帯感の向上。	4. 0
* I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	課題	○地域ごとの防犯体制の整備。○見通しの悪い場所の改善や街路灯の設置による防犯に配慮した環境整備の推進。	
(5)消費生活 対策の充実	成果	○無料法律相談の拡大による相談体制の充実。○窓口など市民の目に付きやすい場所への啓発チラシ、パンフレット等の配置による情報の提供。	
【生活環境課】	課題	○無料法律相談の相談時間の延長。○多様化、巧妙化する悪質商法をはじめとする消費者トラブルへの対応。○消費生活に関する知識の普及。	4. 0

総 括

(1) 防災対策・体制の推進

自主防災組織への支援として、平成21年度から平成23年度まで、コミュニティ助成事業により防災資機材を3団体に交付し、育成・強化に努めた。

今後施策を推進するうえで、東日本大震災を経験し、防災に関する市民の関心がこれまで以上に高まってきたことから、住民自らの「自助」の意識付けを図るとともに、消防団・自主防災組織・民間事業所・関係団体などによる「共助」、行政・常備消防・警察・自衛隊などによる「公助」との緊密な連携・協力が求められている。

(2)消防力の強化

消防施設等の計画的な整備を図り、消防団員が活動しやすい環境づくりを推進している。 今後施策を推進するうえで、消防団員の高齢化や団員数の不足が顕著であることから、 団員を確保し後継者の育成を図ることが必要である。

(3)交通安全対策の推進

交通安全教室や各種交通安全活動、交通安全鼓笛パレードの実施など、普及啓発活動については概ね達成できている。

今後施策を推進するうえで、関係機関との協議や交通危険箇所等の整備を推進するとと もに、一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ることが必要である。

(4) 防犯対策・体制の強化

警察や地域の防犯ボランティアと連携し、犯罪の起きにくい社会づくりに取り組むことで、社会の規範意識の向上と絆の強化を目指した犯罪抑止活動の推進が図られている。

今後施策を推進するうえで、自転車盗難等の街頭犯罪から、「振り込め詐欺」に見られる核家族化等の社会環境の変化に応じた犯罪まで、多種多様な犯罪への対応が求められている。

(5)消費生活対策の充実

消費者を支援するため、相談体制の充実を図るとともに、効果的な広報・啓発活動に取り組んでいる。その成果として、白河市第一次総合計画の施策成果指標となる「無料法律相談の開催回数」は、目標値の「24回」を大きく上回って達成した。

今後施策を推進するうえで、複雑化・多様化する市民からの相談に対し、苦情処理に関する人材の確保及び資質の向上がより一層重要になるとともに、相談日や相談時間等も含めた相談者のニーズに応じた無料法律相談体制の充実が必要である。

4 快適な生活を支えるまちづくり(都市基盤)

施策	施策状況	評価
施策 (1)快適で質 の高い都市環 境の整備 【都市計画課】	 ○自河市都市計画マスタープランの策定(平成21年3月)。 ○複合的機能を備えた知の交流拠点である図書館の開館(平成23年7月)。 ○街路整備や景観協定の締結による歩行系ネットワークの構築。 ○準工業地域における特別用途地区の指定等による大規模集客施設の立地の制限や周辺の居住環境との調和。 ○ふるさと回帰支援センターやラクラスしらかわ、FITの活動を通し、県や近隣市町村等との連携による定住・二地域居住に関する情報の発信。 果 ○未分譲地の草刈りによる快適な居住環境の維持。 ○道路パトロールの強化及び適切な維持管理(生活道路の安全性や利便性の向上)。 ○老朽化した市営住宅の用途廃止の推進。 ○外壁断熱工事、電源容量30アンペアへの改修、駐車場整備工事など既存住宅の適切な改修(居住水準の向上と居住環境の改善)。 ○光ファイバー網の整備による市内全域の超高速ブロードバンド・サービス環境の整備。 	評価 3.0
	 ○コンパクトで魅力あるまちづくりの推進。 ○都市交流拠点施設となる市民文化会館の建設の推進。 ○市内の歴史的・文化的資源の有効活用(街路整備や街並みの修 景事業による歩行系ネットワークの継続整備)。 ○除染による安全・安心を確保した宅地分譲地の販売促進。 ○被災者支援を含めた新たな観点からの販売促進方法の検討。 ○緊急性やその効果を考慮したうえでの生活道路の整備や補修。 ○市営住宅の入居世帯における高齢単身及び高齢夫婦世帯の増加に伴う住宅のバリアフリー化や福祉施策との連携。 ○老朽化する市営住宅のコスト縮減に配慮した長期的な整備計画の策定。 ○地上デジタルテレビにおける難視聴地域への対応(暫定対策は完了、市内全域での恒久対策は未完了)。 	

		○景観行政団体への移行(平成 21 年 4 月)。	
		○景観計画の策定及び景観条例の施行(平成 23 年 4 月)。	
		○歴史的風致維持向上計画の国認定(平成23年2月)。	
		○景観計画推進区域への景観形成ガイドラインの策定(平成 24	
		年3月)。	
		○景観法、歴史まちづくり法等の活用による市街地に数多く存在	
		する歴史文化遺産を活かしたまちづくりの推進。	
		○市民や事業者、NPOとともに「私の好きな白河の景観 50 選」	
		の募集選定事業の実施(新たな景観資源の発掘と景観意識の醸	
(2)歴史と自	成	成)。	
然を活かした		○各種講演会の開催等による良好な景観の形成及び歴史と伝統を	
魅力ある景観	果	活かしたまちづくりに関する啓発の推進。	
の形成		○景観計画に景観形成基準を定めることによる対象区域ごとの大	4.0
		規模な行為に対する規制の誘導。	
【まちづくり		○ふるさと白河の誇りを感じさせる重要な建造物等の保全・整備	
推進課】		(景観重要建造物 2 件、歴史的風致形成建造物 33 件 88 棟の指	
		定)。	
		○5地域における景観まちづくり協議会等の組織の設立。	
		○景観協定の締結等に向けた取り組みの推進。	
		○歴史まちづくり計画に基づく事業の推進(歴史的風致の維持向	
		上)。	
		○各種計画やガイドラインに基づく効果的なまちづくりの推進。	
	課	○景観形成に関する啓発の推進。	
	題	○地域の意向を反映した特色あるまちづくりの推進。	
		○歴史的建造物等の歴史文化資源を維持するための施策の推進。	
		○道路パトロールの強化や補修などの維持管理。	
		○未舗装道路の舗装による舗装率の向上。	
		○都市計画道路の幹線街路のうち、県営事業による白河駅白坂線	
		外1線の着手。	
(3)道路網の		○道場小路金勝寺線の全線供用の開始。	
整備	成	○長期未着手都市計画道路の見直しのための住民説明会の開催。	3. 3
	果	○白河中央スマートICの供用の開始(平成 21 年 8 月)。	0.0
【道路河川課】		○国に対し、国道4号白河拡幅における4車線化の事業促進を要	
		望(新たな白河橋下り車線等が供用開始)。	
		○国道 294 号豊地工区における改良事業の着手。	
		○身近なまちづくり支援街路事業による老舗通りや友月山プロム	
		ナード、教会坂通りの整備。	

		○緊急性や効果等を考慮したうえでの生活道路の整備・補修の実	
	-3.00	施。	
	課	○長期未着手都市計画道路の見直し(平成24年度中に国・県と協	
	題	議し、都市計画決定の変更を早急に進める必要あり)。	
		○白河中央スマートICの利用台数のさらなる増加。	
		○道路関連予算の確保。	
		○効果的な運行を図るため、バス事業者や近隣市町村との協議に	
		よる路線の廃止等を実施。	
		○循環バスのルートの見直し(2分割による利便性の向上)。	
		○福島県鉄道活性化対策協議会として、JRに対しダイヤ改正や	
	成	施設改善に関する要望活動を実施(鉄道の利活用促進)。	
(4)公共交通	果	○新白河駅のバリアフリー化 (エレベーターの設置) への負担金	
の充実		の拠出(鉄道利用者の利便性の向上)。	0.0
		○福島空港利用促進協議会として、PR用資材の作成や空港の国	3. 0
【地域支援課】		際化の推進、路線の維持・拡大に向けた取り組み等の実施(空	
		港の利活用促進)。	
		○バス利用者のニーズに沿った路線の運行管理。	
	課	○高齢者など移動手段を持たない市民等の更なる利便性の向上	
	題	(新たな交通手段の検討)。	
		○通勤・通学者及び高齢者等の利用者の利便性の向上。	
		○年次計画に従った集中監視システムや管路の布設替、応急給水	
		対策の実施。	
	成	○白河・表郷・東の3上水道事業の統合(平成 21 年4月)。	
(=) + 0.~+	, , .	○白河・表郷・東の3上水道事業の料金の統一(平成 21 年 10 月)。	
(5)安全で安	果	○簡易水道の料金統一について審議会で答申(平成 24 年 3 月)。	
定した水の供		○石綿老朽管更新事業の推進(2地区)。	
給		○漏水調査による水の有効利用の促進。	3. 0
■ [. \}		○布設替事業には多額の費用が必要であり、かつ即効性が低い。	
【水道部】	課	○簡易水道事業と水道事業との統合により生じる上水道と簡易水	
		道の料金格差。	
	題	○石綿老朽管更新事業のための財源確保(国庫補助対象外の管路	
		が存在)。	

		○乾は打声に共ぶいたハサエル光の軟は東米の食物	
		○整備計画に基づいた公共下水道の整備事業の実施。	
		○公共下水道長寿命化計画を策定中。	
		○整備計画に基づいた農業集落排水施設の整備及び機能強化事業	
(6)衛生的で	成	の実施。	
快適な下水道	果	○平成 22 年度からの合併処理浄化槽市町村整備推進事業の実施	
の整備		(年間約 60 箇所)。	3. 3
		○下水道の日に合わせた広報やイベントの開催。	
【下水道課】		○水環境を守るための水洗化等のお願い及びアンケートの実施。	
	課	○震災の影響による整備工事の遅延。	
		○農業集落排水施設から加工する汚泥肥料が放射性物質の関係で	
	題	イベントでの配布が不可能。	
		○白河市農業振興地域整備計画の策定。	
		○白河市都市計画マスタープランの策定。	
		○白河市国土利用計画の策定。	
	成	○第6次国土調査事業計画に基づいた地籍調査の実施。	
	果	○総合的な用途地域の見直し検討を進めるなかで、準工業地域に	
(7)計画的な		おける特別用途地区の指定による大規模集客施設の立地の制限	
土地利用の推		を図った(概ね用途地域に準じた土地利用が図られており、地	
進		区計画が必要とされる地区はない)。	3. 5
		○土地利用に関する各計画の一貫性・整合性を持った運用及び社	
【企画政策課】		会情勢等に即した見直し。	
	課	○地籍調査で市街地が未調査地区として残っている(筆数が多く	
		境界が複雑で時間を要するため)。	
	題	○既に形成されたまちへの地区計画の設定(既存不適格となる建	
		築物の建替えや再建等は住民間の利害関係を伴うため、合意形	
		成が困難)。	

(1) 快適で質の高い都市環境の整備

中心市街地の賑わいと豊かな都市環境の創出等を目的とした都市交流拠点の整備方針については、「白河市都市計画マスタープラン」や「白河市中心市街地活性化基本計画」等に明確化され、既に交流拠点である白河市立図書館等が完成しているほか、文化・芸術拠点としての市民文化会館建設計画等も進められている。市営住宅については、「白河市公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、既存住宅の適切な維持管理や老朽市営住宅の用途廃止を行った。また、民間建築等においても、適切な指導・誘導を図り、市内における住環境の整備を行った。情報基盤については、市内全域において光ファイバー網を整備し、超高速ブロードバンド・サービスを受けられる環境が整備されたことで、情報格差が是正されている。

今後施策を推進するうえで、コンパクトで生活しやすいまちづくりを推進するため、都市交流拠点となる市民文化会館建設や歴史的・文化的資源を有効活用した魅力あるまちづくり事業を進めながら、交流人口や定住人口の増加を図ることが重要である。居住環境については、行政として宅地分譲地の販売を促進するため、除染による安全・安心の確保を図るとともに、被災者支援を含めた新たな観点からの販売促進方法の検討が必要である。市営住宅については、入居世帯が高齢化傾向にあり、住宅のバリアフリー化や福祉施策との連携の必要性が高まっている。また、老朽化する市営住宅は、コスト縮減に配慮した整備計画を策定し、有効活用を図ることが必要である。情報基盤については、地上デジタル放送化に伴い一部で難視聴地域が存在し、その地域への暫定対策は完了しているものの市内全域での恒久対策が完了していないことから、その対応が求められている。

(2)歴史と自然を活かした魅力ある景観の形成

景観条例及び景観計画を施行し、大規模な建築物等について規制を行うとともに、景観まちづくり補助制度の拡充による良好な景観の創出に取り組んでいる。また、市の支援による景観協定が2例締結された。歴史的風致維持向上計画については、国の認定を受け、計画に基づく事業推進に取り組んでいる。歴史的風致形成建造物補助制度を創設し、指定建造物11件14棟の修理修景整備を行った。各種講演会の開催等により、良好な景観の形成及び歴史と伝統を活かしたまちづくりに関する意識啓発の推進に取り組んだことで、美しい街並みを形成することへの市民意識に変化が生じてきている。

今後施策を推進するうえで、中心市街地の空洞化や後継者問題、歴史的建造物等の老朽化、さらには東日本大震災で被災した歴史文化資源の解体が進み、本市の推進する足元の資源を活かした景観まちづくりに大きな支障を及ぼしている。歴史的建造物などの資産を保全・活用することが、資産価値の構築・向上につながるための仕組みづくりについて、検討が必要である。

(3) 道路網の整備

国・県道の整備については、関係機関に対して整備促進を要望した結果、国道4号白河 拡幅においては、現在、4車線化が進められているほか、県道社田浅川線の堀之内バイパ スや県道高萩久田野線舟田バイパスが完成し、供用を開始している。また、白河中央スマ ートICが平成21年8月に供用を開始するなど、着実に整備が図られている。身近な生活 道路については、実情に応じた拡幅改良や舗装及び歩道・側溝の整備等に取り組んでいる。

今後施策を推進するうえで、道路関連予算が削減される傾向にあることから、予算の確保や事業採択への影響が懸念される。一方で、震災により被災した道路の早期復旧とともに、災害に強い道路や補完的機能を備えた道路網の整備が必要である。

(4)公共交通の充実

鉄道については、駅のバリアフリー化により、高齢者などの利用の促進を図った。また、バスについては、利便性の向上を図るため、白河市公共交通総合連携計画に基づく循環バスの路線の変更を行った。

今後施策を推進するうえで、高齢化社会の進展とともに、交通弱者である高齢者の生活を支える移動手段として、公共交通の存在意義が大きくなっていることから、関係機関への要望活動等を通して、ダイヤの充実やバリアフリー化等の施設整備など、利用者の利便性の向上を図ることが必要である。また、一般利用者に対し、地域ごとの現状や利用実態、利用者のニーズを的確に捉えたうえでの取り組みが求められている。

(5) 安全で安定した水の供給

水道事業の統合や災害・事故対策の強化を図るなど、計画的・効率的な施設整備に努めている。

今後施策を推進するうえで、東日本大震災を受け、施設の更新や耐震化、危機管理体制の見直しが急務となっている。また、景気の影響や節水意識の浸透により、有収水量が減少傾向にあり、収益も減少していることから、収益の改善を図ることが必要である。さらに、老朽管の更新や耐震化の促進等で費用が増大するなか、適切な料金設定とそれに対する市民の理解を得ることが重要である。

(6) 衛生的で快適な下水道の整備

白河市排水処理基本計画に基づき、下水道の整備を計画的に進めている。また、設備の維持管理のため、公共下水道の長寿命化計画策定や農業集落排水事業の機能強化事業に取り組んでいる。

今後施策を推進するうえで、公共下水道や農業集落排水施設への速やかな接続や、浄化 槽市町村整備推進事業の加入及び適正な浄化槽の維持管理が必要である。

(7) 計画的な土地利用の推進

第1次総合計画の土地利用構想に基づき、「白河市農業振興地域整備計画」や「白河市都市計画マスタープラン」、「白河市国土利用計画」を作成し、土地利用の基本方針の明確化を図った。

今後施策を推進するうえで、人口減少、少子・高齢化社会に対応したまちづくりを進めるため、中心市街地に既に整備された都市基盤を有効に活用しつつ、景観まちづくり等の観点から街なかや街道沿いの集落の魅力を保存・再生するとともに、市内の豊かな自然環境の有効活用や調和に配慮した土地利用の見直しの検討が必要である。また、従来は虫食的な農振除外・農地転用を認可してきたことから、土地利用に関する各計画に基づいた一貫性及び整合性を持った適正運用と、経済事情や社会情勢を背景とした民間による開発圧力との調整を図ることが必要である。

5 環境と調和したまちづくり(自然環境)

施策		施策状況	評価
		○広報紙やホームページ、各種イベントにおける啓発。	
	成	○資源回収奨励金助成事業の継続による幅広い年齢層への3R	
		(リデュース・リユース・リサイクル) の啓発。	
		○住宅用太陽光発電システム導入補助金の創設(平成 23 年度実	
	, , ,	績、106 件 7,686 千円)。国・県・市の補助金の充実により導入	
	果	件数は増加傾向。	
(1)資源循環		○白河地域再生可能エネルギー推進協議会の設立支援。	
型社会の形成		○看板や監視カメラの設置、パトロールの継続実施による監視体	2.8
		制の強化。	2.0
【生活環境課】		○3Rの重要性は理解されるが、大量消費、大量廃棄からの脱却	
		が難しい。	
	課	○わかりやすい分別方法の手引きとなる冊子の作成。	
		○住宅用太陽光発電システム導入補助金の申請方法や予算額等の	
	題	見直し(施工業者の大半が市外の業者)。	
		○監視カメラの設置により、設置箇所への投棄はなくなるが、別	
		の場所に発生するため一向に減少しない。	
		○市民協働事業の一環としての市内一斉清掃や河川美化活動の実	
		施。	
		○出前講座等の環境教育による環境保全の啓発。	
		○白河市環境基本計画の策定。	
	成	○県や関係機関、市民と連携した公害の防止。	
(2)地域環境	果	○河川や湖沼等の水質調査の継続・監視。	
の保全		○騒音・振動・悪臭に対する苦情や通報をもとに事業者や関係機	2.0
		関と協議・調整を行い、問題解決を図る。	3. 0
【生活環境課】		○ごみ収集カレンダーの作成。	
		○美化推進員によるパトロールの実施 (ポイ捨て防止の啓発)。	
		○美化よりもまずは放射線対策が優先される。	
	課	○市の環境教育への対応が不十分。	
	題	○自動車騒音常時監視業務の費用の膨大化。	
		○ごみの分別を分かりやすく解説することが困難。	

		○城山公園利活用検討会議による売店の改修や公園内の案内表	
		示・誘導サインの新設。	
		○小峰城跡の国の史跡指定(平成 22 年 8 月 5 日)。	
		○城山公園保存管理計画を策定中(平成 23~25 年度)。	
		○関の森公園における新たな観光資源の創出を図るため、「花の里	
	成	構想」を策定し、整備を図る。	
	,,,-	○公園ガーデニングボランティアの実施(新たに樹木の里親を募	
	果	集し、樹木管理を委託)。	
		○6維持管理組合と開発公園についての維持管理協定を締結。	
 (3)緑豊かで		 ○風致地区の維持保全を図りながら、緑の基本計画の緑化重点地	
 身近な自然環		 区内のネットワークの強化を推進。	
境の保全と創		 ○聖ヶ岩ふるさとの森の利活用検討委員会を設置し、検討委員会	
		での意見集約や現場視察を実施。	2. 5
		○東日本大震災による文化財の災害復旧事業の推進(小峰城跡の	
【都市計画課】		 石垣の修復工事)及び早急な復旧事業の完了。	
		 ○白河関跡と関の森公園との回遊性の向上。	
		 ○開発行為で整備された公園のうち、維持管理協定が未締結の公	
	⊅ m	 園の除染が不可能。	
	課	 ○緑の基本計画に基づく緑地空間の整備(現状は維持保全のみ)。	
	題	○公共施設の緑化の推進。	
		○緑化協定締結に関する啓発や指導。	
		○聖ヶ岩ふるさとの森の利用者の伸び悩み。	
		○聖ヶ岩ふるさとの森の利活用検討委員会で出た意見への対応。	
		○早期の除染対策の実施による放射線量の低減。	
		○ 1 331 ~ 1417ビソインビュッ ンツロ(a g g Nンソイルが大手 - 1521h240	

(1) 資源循環型社会の形成

ごみの分別やレジ袋の削減等が浸透しつつあり、再資源化やごみ減量化に関する市民意 識は年々向上している。また、平成23年度に住宅用太陽光発電システム設置に対する補助 制度を創設した。

今後施策を推進するうえで、ごみ減量化・資源化などの必要性は理解されているものの、 その意識には個人差があることから、一人ひとりの環境意識を高めるとともに、環境改善 に取り組むことができる仕組みづくりが求められている。また、取り組み状況については、 着実な成果や効果を得るため、市民・事業者・行政のさらなる連携が必要である。

(2) 地域環境の保全

合併による市域の拡大はもとより、国・県等における地球温暖化対策の推進や環境関連 法体系の整備、社会情勢の変化などに対応するため、白河市環境基本計画を策定した。ま た、市民協働型の環境美化活動として市民総ぐるみの市内一斉清掃を継続実施している。 さらに、平成23年度には住宅用太陽光発電システム設置に対する補助制度を創設した。

今後施策を推進するうえで、環境に関する問題が多様化しており、こうした状況に対応するためのより専門的な知識を習得し、施策の展開に活用することが重要である。

(3) 緑豊かで身近な自然環境の保全と創出

南湖公園清掃ボランティアや駅前東公園ガーデニングボランティア、城山公園で実施している里親制度など、市民参加による地域に根ざした公園の維持管理が継続できていることから、市民への浸透が図られている。聖ヶ岩ふるさとの森は近年利用者数が停滞しているため、平成22年度から平成23年度にかけて「聖ヶ岩ふるさとの森利活用検討委員会」を設置し、現状を改善するための検討を図った。

今後施策を推進するうえで、原発事故の影響により、観光地でもある南湖公園や城山公園等、幼児や児童の利用頻度の高い公園においても放射線量が高いことから、除染による低減を図ることが急務である。また、公園それぞれの魅力の向上に努めるとともに、公園の維持管理水準を高めるため、ボランティアの育成を図るための体制づくりが必要である。

6 活力と魅力が実感できるまちづくり(産業・雇用)

施策	施策状況	評価
(1)商業の振 興 【商工観光課】	 ○中心市街地活性化基本計画の策定(平成21年3月)。 ○自河商工会議所や商店会連合会、(株)楽市白河等との連携を図り、空き店舗対策やブランド開発、イベント等による事業の展開。 ○中小企業経営合理化資金・小企業無担保無保証人融資のほか、東日本大震災の被害による各種融資に即応するための融資や補助金の周知及び被災証明の発行。 ○「商業まちづくり基本構想」に基づく市内の均衡ある小売商業施設の配置の促進。 ○本市が誇る歴史・伝統・文化の魅力の発信や街なかの賑わいを創出するための各種事業の展開(白河市中心市街地活性化基本計画に記載されている52事業のうち44事業について着手済み)。 ○中心市街地においては、各種施策により徐々に賑わいを取り戻しつつある。 ○自河駅前多目的複合施設整備事業や中町蔵活用事業などのハード事業による施設整備が一部完了し、供用が進む。 ○各地域における商工会との連携による企画事業の充実及び活性化。 ○金融機関及び各団体との連携の強化により、経営者が求める融資や補助制度等への迅速な対応。 ○大型店の出店や商業施設の立地に関し、市の将来都市像を踏まえた関係各課との調整が不可欠。 ○中心市街地における施設整備等のハード事業は、事業効果が現 	3. 0
(2)工業の振 興 【企業立地室】	れるまでに時間を要する。 ○国際競争力が強く、地域への波及効果が期待できる企業の誘致。 ○産業サポート白河による徹底的な進出企業及び既存企業への訪問。各社が置かれている状況の把握及び関係課への情報提供。 ○工業の森・新白河Bエ区の造成に関する県及び関係課との円滑な協議。 ○工業の森・新白河Cエ区における環境の整備。(良好な工業用地・工業用水などの工業団地の環境整備。)	3. 3

		○原発事故による風評被害への企業誘致の停滞。正確な情報提供	
	課	及び本市の優位性のPRによる国際競争力のある企業の誘致。	
	題	○県南地方の企業に対する支援策の拡大。	
		○工業の森・新白河B工区の造成後の効率的な維持管理。	
		○農業後継者の確保及び青年就農者の支援。	
		○若手を中心とした「しらかわ農業未来塾」や認定農業者協議会	
		への新規加入者の増加。	
		○農地集積による経営規模拡大などの農地の保全。	
	成	○平成 22 年度から白河市農産物ブランド戦略委員会の設置(認証	
	果	産品は15品)。	
		○農産物の県内外へのPR。	
		○農業用施設整備「結」支援事業など、地域と共に農村環境の整	
		備等を促進するための事業の展開。	
		○効率的な森林施業を図るための作業道の整備。	
(3)農林業の		○震災及び原発事故に伴う農産物の出荷規制や風評被害。	
振興		○農産物の価格の低迷による経営転換や離農者の増加。	3. 0
		○農業経営の高齢化の進行による農業離れの増加(特に中山間地	5.0
【農政課】		については連坦性の問題もあり集積が進まず、放棄地化する傾	
		向にある)。	
		○郊外の市街化地域における農地の農振除外の申し出の増加。	
	課	○ブランド認証品の販売量の伸び悩み。	
	題	○地域内での「白河ブランド産品」の知名度の向上及び販路拡大	
		に向けた方策の検討。	
		○農業用施設整備「結」支援事業を実施していない町内会等への	
		啓発。	
		○放射線汚染による木材の需要や木材価格の低迷。	
		○森林除染が急務(放射線量が高く森林施業を行えない森林が多	
		<i>١</i> ٧)。	

(4)観光の振興 【商工観光課】	成 果 課 題	 ○関の森公園における新たな観光資源の創出に向けた「花の里構想」の策定及び整備。 ○総合観光パンフレットのリニューアル。 ○風評被害払拭のため、近隣市町村との連携による首都圏における広域的な観光PRの実施。 ○駅前広場で「食と職の祭典」等の観光イベントの開催。 ○各種イベント主催者への助成(風評被害に苦しむ地場産業者等が製品の安全・安心のPRに活用)。 ○新白河広域観光連盟において、新白河駅構内の観光案内所の設置及び連盟加盟市町村の観光案内の実施(原発事故による風評被害対策として、市と広域観光連盟が川崎市でキャンペーンを行うなど、連携したイベントを実施)。 ○首都圏等における「白河ブランド」を含めた地場産品のPR。 ○県外イベント等における「白河ラーメン」の出展。 ○観光誘導案内板の点検及びわかりやすい標示の検討。 ○観光施設の活用に関する検討。 ○観光施設の活用及び体験メニュー等の新たな観光資源の発掘による地域性を活かした観光ルートの開発。 ○風評被害の払拭に向けた他団体との連携による効果的な取り組みの推進。 ○風評被害の払拭に向けた地団体との連携による効果的な取り組みの推進。 ○回評被害の払拭に向けた地場産品の更なる安全・安心のPR。 	2.8
(5)雇用環境・勤労者福祉の充実【商工観光課】	成果課題	 ○緊急雇用事業や白河西郷広域シルバー人材センターの活用。 ○ハローワーク白河等との連携による雇用の確保。 ○就労者の職業訓練(人材育成センターにおけるパソコン講習等)の実施。 ○産業サポート白河の設立による、より専門的な技術研修の開催。 ○白河商工会議所との連携によるものづくり講習会の開催。 ○勤労者互助会の会員の拡大及び融資制度の周知による勤労者が利用しやすい制度の拡充。 ○ハローワーク等から得た支援情報を雇用主や求職者に対して効果的に提供できる体制の構築。 ○勤労者のニーズにあった人材育成事業の開催。 ○勤労者が利用しやすい福利厚生事業の拡大。 	3. 0

総括

(1) 商業の振興

中心市街地については、新図書館や交流施設の開館、大型スーパーの進出、さらには各種イベントの実施等により、徐々に活気が生まれてきている。

今後施策を推進するうえで、商業後継者の育成・確保及び新規事業者への支援が求められている。また、魅力のある商品の開発支援や商工会議所・商工会との連携による事業主支援に取り組み、地域の特性を生かした商業の活性化が必要である。

(2) 工業の振興

リーマンショックや世界同時株安による景気低迷等の困難な状況のなか、国際競争力が高く地域への波及効果が期待できる企業の誘致に成功した。また、産業サポート白河による既存企業及び進出企業に関する情報収集や状況把握の内容を踏まえ、事業展開に反映している。さらに、工業の森・新白河については、B工区の造成のための協議を県及び関係課と進めるとともに、C工区では良好な環境の整備を図った。

今後施策を推進するうえで、原発事故に伴う風評被害の払拭に取り組むとともに、さらなる優良企業の立地を促進するため、「ふくしま産業復興企業立地補助金」などの財源を確保することが必要である。また、当該補助金が終了した後の企業誘致についても検討が必要である。

(3)農林業の振興

各種事業の展開により、認定農業者等の担い手の育成や白河ブランド等の展開、地域共同活動の支援等において拡大・充実が図られてきている。また、農地の集積による経営規模拡大に取り組み、農地の保全に努めてきた。

今後施策を推進するうえで、農地等における除染対策や風評被害の払拭に向けた取り組みを継続して実施しながら、農業生産基盤の整備や農地集積の推進、農業後継者の育成及び確保を図り、農業経営の安定化及び生産性の向上を図ることが必要である。

(4)観光の振興

首都圏等における観光PRを通じて、本市の魅力や安全性の情報発信に努めるとともに、 着地型観光の推進のため、既存の観光資源の活用と新たな観光資源の発掘に努めている。

今後施策を推進するうえで、平成23年度に首都圏等において風評被害一掃キャンペーンを実施してきたが、県外からの観光客の入込数に回復の兆しが現れていないことから、今後も継続して本市の魅力や安全性の情報を発信することで、観光誘客を図ることが必要で

ある。また、引き続き既存観光施設の有効活用を図るとともに、新たな観光資源の発掘に 努めることが必要である。

(5) 雇用環境・勤労者福祉の充実

緊急雇用創出事業の活用等により、若年者や離職者等の雇用の確保を図るとともに、シルバー人材センターの活用等により、高齢者の雇用の確保に努めた。また、就労者の支援については、スキルアップのための講習の実施や勤労者互助会の活用による福利厚生事業を展開した。

今後施策を推進するうえで、東日本大震災及び原発事故に伴い、福島県内での雇用の確保は大変困難な状況が続くと予想されることから、既存企業の支援や風評被害の払拭に向けた取り組みが求められている。

7 市民とともにつくるまちづくりの推進(協働)

施策	施策状況	評価
(1)市民との 協働の推進 【地域支援課】	○「白河市自治基本条例を考える市民会議」の設置及び白河市自治基本条例素案の作成。 ○地域活力の向上を図る市民団体の事業への補助金の交付(毎年 50万円の限度)。 ○地域協働防災ネットワーク事業として、地元NPOとの協働事業の実施(平成24年度)。 ○自治基本条例の策定及び市民への周知。 ○市民協働事業のPRによる多くの市民との協働事業の推進。	4. 0
(2)市民活動 の充実 【地域支援課】	○「地域の底力再生事業」による活動の助成(町内会のコミュニティ機能の再生・強化)。 ○自主防災組織の活動に必要な資器材及び伝統継承のために必要な備品の整備。 ○地域コミュニティや地域防災の観点からも重要性が高まっている集会所の計画的な建設・修繕の推進。 ○自発的な活動をしている団体への活動の補助。 ○町内会などの自主活動を支援するため、「地域の底力再生事業」の拡充を図る。 課 ○ご認知度の低いコミュニティ助成事業の周知。 ○集会所が利用しやすい環境の整備。 ○地域づくり活性化支援事業の活用の促進。 ○市民協働に関する普及・啓発。	3. 0
(3)男女共同 参画社会の形 成 【地域支援課】	○広報紙等による男女共同参画意識の啓発。 ○セミナー等の案内を事業所へ配布するなど、積極的な啓発や促進活動の推進。 ○「白河市男女共同参画推進懇話会」の設置(平成20年度)。 ○事業者や関係団体との活発な情報交換の実施及び男女共同参画計画の進行管理。 ○女性のキャリア形成セミナーの開催。 ○「女性のためのキャリアセミナー」や講演会などの魅力のあるメニューの検討・実施。 ○ワーク・ライフ・バランスの促進。 ○女性のキャリア形成支援事業等を活用した事業者への働きかけ。	4.0

		○中学生派遣事業の実施(国際交流)。	
		○市としての定期的な交流及びスポーツ団体等市民レベルでの活	
	成	発な交流(地域間交流)。	
(4)多様な交	果	○ふるさと回帰支援センターやラクラスしらかわ、FITの活動	
流と連携の推		を通し、県や近隣市町村等との連携を図りながら、定住・二地	
進		域居住に関する情報発信を行う。	3. 0
		○市国際交流協会の自立。	
【秘書広報課】	課	○東日本大震災の教訓を踏まえた災害時の自治体間の対応(実践	
		的な取り組みの検討)。	
	題	○ふるさと会の会員数の増加。	
		○除染により安全・安心を確保した宅地分譲地の販売促進。	

(1) 市民との協働の推進

市民との協働のまちづくりを進めるため、白河市自治基本条例の策定に向けて、市民と行政の協働で会議を開催した。

今後施策を推進するうえで、「自分たちのまちは自分たちの手で」という意識を高め、 市民とともに様々な協働の仕組みづくりや協働事業の実践に取り組むことが求められてい る。また、白河市自治基本条例の策定後に条例を幅広く周知・啓発することで、市民の理 解を深めることが重要である。

(2) 市民活動の充実

町内会のコミュニティ機能の再生・強化を図るとともに、市民協働による「まちづくり」を推進することを目的として、町内会の自主事業に対する助成を行った。また、NPOの認証事務が権限委譲されたことにより、より身近な存在となったNPO団体との協働に向けた会議を開催するなど、地域と連携した取組みを進めている。

今後施策を推進するうえで、震災後、まちを元気にするための活動に活発に取り組む市 民が増えてきている現状を踏まえ、関係団体等が必要とする支援の充実や相互の情報の共 有化及び連携を図ることが求められている。また、学習機会の充実などによるコミュニティ活動への参加意識の醸成及び活動拠点となる集会所の整備を図ることが求められている。

(3) 男女共同参画社会の形成

市民参画の組織である男女共同参画推進懇話会を開催し、事業者や関係団体との意見交換を行うとともに、市役所内部において、現状分析や今後の取組み等を確認する推進本部会議を開催してきた。また、女性就業支援センターのバックアップ事業等を活用し、「女性のキャリア形成セミナー」を毎年開催するほか、男女共同参画週間に合わせた啓発を広報紙等により行っている。

今後施策を推進するうえで、男性の比率の多い職場などでは、役割分業の意識や慣行が存在していることから、引き続き市民や職場に対する啓発活動を行うことが重要である。

(4)多様な交流と連携の推進

市国際交流協会が主体となり友好都市であるフランスのコンピエーニュ市と市民レベルの交流を続けており、特に年度末に実施する中学生派遣事業は、感性豊かな時期に異文化に触れる貴重な機会となっている。また、市民への周知を図るために「コンピエーニュDAY」と銘打ったイベントを「食と職の市」に併せて白河駅前で開催するほか、要請に基

づき市内縫製会社の中国人研修生や市内中学生に対し、異文化勉強会を開催している。さらに、友好都市である桑名市・行田市・戸田市とは定期的に交流を図り、スポーツ等各団体による市民レベルの活発な交流が行われている。また、県南地方振興局やNPO法人ふるさと回帰支援センターにより設置・運営されている「ラクラスしらかわ」の活動を通じて、首都圏からの移住・二地域居住について情報提供に努めるとともに、「FIT」のイベントやホームページにおいて白河市の魅力や情報を発信している。

今後施策を推進するうえで、国際交流の推進母体である国際交流協会の自立、ふるさと会の持続的な存続が必要である。また、市の宅地分譲地の販売を促進するため、除染による安全・安心を確保するとともに、被災者支援を含めた新たな観点からの販売推進方法の検討が必要である。

8 市民から信頼される行政経営の推進(行財政)

施策		施策状況	評価
		○市政懇談会の開催。	
		○各事業におけるパブリックコメントの実施。	
		○広報白河・ホームページの随時見直しによる分かりやすい情報	
	成	の提供。	
	果	○ホームページ研修会の開催による職員のスキルアップ。	
(1) 開かれた		○情報公開・個人情報保護制度の周知や手続き方法、運用実績を	
市政の推進		市ホームページ及び広報白河で周知・公表。	3. 0
		○情報公開・個人情報保護審査会による公平・公正な制度の運用。	3.0
【秘書広報課】		○アンケート等による市民ニーズの把握及び市政への反映のしく	
		みづくり。	
	課	○ホームページの利用度の増加に対応するための検索しやすい画	
	題	面構成の検討・実現。	
		○情報公開制度の周知と積極的な活用の推進。	
		○市が保有する個人情報の安全性・信頼性の確保。	
		○行政改革実施計画、財政健全化計画、定員管理計画等の策定。	
		○各計画の適正な進行管理と弾力的な見直しによる財政指標の改	
		善並びに適正な行政の運営。	
		○行政評価の実施による事業の改善等。	
		○公共施設の指定管理者制度の導入(平成 24 年 5 月現在、27 施	
		設)。	
(2)地方の時		○上下水道料金の徴収業務等の民間委託による市民サービスの向	
代にふさわし		上及び経費の節減。	
い行政運営の	成	○こども課の設置に伴い、総合窓口において幼稚園業務の申請・	3. 2
確立	果	届出が可能になったことに加え、証明書自動交付機を設置した	5. 2
		ことにより、市民の利便性の向上が図れた。	
【総務課】		○職員の積極的な接遇研修への参加による市民等への丁寧な対応	
		力の向上。	
		○内部監査の実施により、情報セキュリティ水準に満たない場合	
		の改善措置の実施。	
		○西白河地方衛生処理一部事務組合及び白河地方水道用水供給企	
		業団の解散及び白河地方広域市町村圏整備組合への統合による	
		事務の効率化。	

		T	1
		○行政改革実施計画等の項目のうち実行できなかったものに対す	
		る適切な解決方法の検証。	
	課	○指定管理者及び委託した者に対する適切な指導の実施。	
		○コンビニエンスストアでの証明書の交付サービスの開始及び住	
		基カードの普及。	
		○市民ニーズが少ない電子申請システムの今後の在り方の検討。	
	題	○地方分権の進展に伴う国・県からの権限委譲への対応及び広域	
		的な組織での処理の検討。	
		○白河地域への流入人口の増加を図るための都市機能の確保・充	
		実及び魅力ある地域づくり。	
		○本市と周辺町村及び官と民との連携や役割分担の推進。	
		○法令に基づく適正な課税客体の把握。	
		○収納率の向上を図るための徴収基本方針及び実施要領の作成。	
	成	○遊休財産の貸付や売却による財源の確保。	
	//-	○事務事業の見直しや積極的な債務の繰上償還の実施。	
(3) 健全で安	果	○交付税措置のある起債に特化した運用による着実な財政の健全	
定的な財政運		化。	
営		○財務指標の改善。	3. 0
		○市民に信頼される税務行政の推進。	
【財政課】		○景気の低迷や原発事故の影響による雇用情勢の悪化に伴う滞納	
	課	者の増加や土地取引の減少等。	
	題	○財務指標の改善 (他団体と比較した場合に依然として高い)。	
		○公債費の増高や地方交付税の減少。	
		○さらなる財源の確保及び計画的な歳出規模の圧縮。	

		○組織の見直しを適時実施。	
		○必要に応じたプロジェクトチームの設置及び活用。	
		○新たな定員管理計画の策定 (平成 22 年 3 月) 及び計画に基づく	
		定員管理の実施。	
		○係単位の業務量調査の継続実施。	
		○職員の意向調査の継続実施による適材適所の人事配置。	
		○勤務評定制度の見直しによる新たな人事評価制度の導入(能力	
		評価のみ)。	
	成	○人材育成基本方針の策定(平成22年3月)及び方針に基づく各	
	果	種職員研修の実施。	
		○職員提案制度の継続実施(採用案件の実施により、事務の負担	
(4)組織機能		軽減や経費節減などの効果を得る)。	
の向上と職員		○職員の服務取扱いに関し、介護、育児休業関係法令の改正に合	
の育成		わせた見直しを随時実施。	3. 0
		○病気休暇者や育児休業者の代替職員の配置による休暇等を取得	
【総務課】		しやすい環境の整備。	
		○定期健康診断、人間ドック等の各種健診の実施。	
		○健康管理教養講座やメンタルヘルス講習会の開催。	
		○庁舎のあり方に関し、地域住民の理解を得ながら検討する必要	
		がある。	
		○退職者の再任用義務化を見据えた定員の管理。	
	課	○人事評価の評価結果を給与に反映させるため、評価の精度を高	
		めることで被評価者の納得性を高める必要がある。	
	題	○人材育成において、自ら成長しようとする動機付け。	
		○職員提案が活発に行われるための環境づくり及びテーマの設	
		定。	
		○職員のこころの健康管理。	

(1) 開かれた市政の推進

広報紙やホームページについては、市民目線でのわかりやすさを基本に作成するとともに、「市長への手紙」の迅速な回答に努めている。市政懇談会については、日程調整を図りながら順次実施している。個人情報等については、必要かつ適切な安全管理措置を講じるとともに、個人情報及び公文書の開示等については、条例に基づき遅滞なく対応している。

今後施策を推進するうえで、市政全般にわたって市民の関心を喚起する必要がある。個人情報については、組織的、人的及び技術的な保護体制を構築し、その後も安全性が確保できるような情報セキュリティの確保への対応が求められている。

(2) 地方の時代にふさわしい行政運営の確立

行政改革大綱に基づき組織機構の見直しや行政評価の実施、指定管理者制度の導入、電子情報の漏洩防止など、効率かつ適正な行政運営に取り組んでいる。また、窓口サービス機能を充実させるため、平成24年7月からコンビニエンスストアで証明書を交付できるサービスを開始した。

今後施策を推進するうえで、権限移譲等に伴い、市の業務量が増加することから、効率的な組織体制を構築することが求められている。また、限られた資源を最大限に活用するため、行政評価を充実させる必要がある。さらに、白河地域への流入人口の増加を図るため、白河地域としての都市機能の確保・充実及び魅力ある地域づくりに向けて、本市と周辺町村及び官と民との連携及び役割分担を進めることが必要である。

(3) 健全で安定的な財政運営

職員の定員や給与等の適正管理による「人件費」の削減、事務事業の徹底的な見直しや民間委託の推進などによる「物件費」の削減等を行うとともに、「地方債」や「債務負担行為」の繰上償還を積極的に実施してきたことにより、健全化を示す財務指標は改善傾向にある。

今後施策を推進するうえで、「東日本大震災」・「景気低迷」・「地域主権改革」等を踏まえて、全部局(職員) 共通認識のもと、計画的な歳出規模の圧縮等が必要不可欠であるとともに、あらゆる財源の確保に取り組むことが重要である。また、他団体との比較において公債費と普通建設事業費は大きく上回っているため、さらなる改善が必要である。

(4)組織機能の向上と職員の育成

社会・生活環境や市民ニーズの変化、さらには未曾有の大災害に対応するため、その都度必要な組織見直しを実施するとともに、総職員数の抑制に努めた。また、各種職員研修を実施することに加え、新たな人事評価制度を導入し、職員の能力開発と人材の育成に努めた。

今後施策を推進するうえで、組織機構及び定員管理については、特に今後の庁舎のあり 方を地域住民の理解を得ながら検討する必要がある。また、定年退職者の再任用義務化を 見据えた定員管理が求められている。職員の能力開発及び人材育成については、特に人事 評価の評価結果を給与に反映させるため、評価精度の向上や被評価者の納得性を高めるこ とが必要である。